

## 第1条 目的

1. Open Smart UR 研究会（以下「本研究会」という。）は、INIAD cHUB（東洋大学情報連携学部 学術実業連携機構）およびUR（独立行政法人 都市再生機構）が、コンセプトブック「UR 2030」において提案する『HaaS (Housing as a Service)』コンセプトに基づき、『Open Smart UR』ビジョンの実現に向けて取り組む研究会である。
2. 本研究会は、INIAD cHUB と UR と民間企業が一体となり、UR が抱えるフィールドや課題を対象としたIoTやAI等のオープンな技術連携やサービス連携について実証実験等を含めた調査研究を行うプラットフォームであり、誰もがオープンに連携するための基準等の整理、仕組みづくり、導入に係る具体的方策等の検討および検討結果等のオープンな情報発信や教育啓蒙活動を行うことを目的とする。

## 第2条 研究会の構成・進め方

1. 本研究会は、INIAD cHUB、UR 及び参加会員にて構成する。
2. 本研究会の運営に当たり、INIAD cHUB 及びUR 内に事務局を設置し、INIAD cHUB 及びUR が共同で運営する。
3. 本研究会は、以下の2種類の会により構成するものとし、それぞれの具体的な実施方法や時期等については事務局にて決定する。
  - 一. 「本会」として、事務局から参加会員に対する情報発信（参加会員の会員数や企業・団体名等及びテーマ別研究会における検討状況等を含む。）や教育啓蒙活動を行う場
  - 二. 「テーマ別研究会」として、事務局及び第5項の規定により選定された参加会員（以下「テーマ別研究会参加会員」という。）がワーキング形式等により個別テーマに対する具体的検討を行う場
4. 本会は、テーマ別研究会で得られた検討結果等について、事務局及びテーマ別研究会参加会員間で協議の上、事務局及び参加会員が権利侵害や損害等を被らない範囲で、可能な限り、参加会員に対してオープンな情報発信や教育啓蒙活動を実施する。
5. テーマ別研究会は、本研究会で調査研究を進めるに当たり、UR が抱えるフィールドや課題をもとに順次取り組むものとして事務局が設定したテーマについて、参加会員の中から当該テーマに適した参加会員を事務局が抽出・選定した上で、事務局及びテーマ別研究会参加会員がワーキング形式等により当該テーマに対する具体的検討を実施する。なお、具体的検討の実施及び検討結果等のオープンな情報発信等に当たり、費用負担や権利関係等について取り決めが必要な場合は、事務局及びテーマ別研究会参加会員間で別途定める。

## 第3条 入退会・参加継続の意向確認・費用負担

1. 本研究会へ参加を希望する法人は、本規約に同意の上、申込期限内に事務局所定の方法に基づき入会の申込みを行わなければならないが、当該申込みに対し事務局が承認した日に参加会員となる。
2. 事務局は、本研究会の目的、申込者の事業内容及び態様、法令遵守の状況その他の事情を総合的に考慮し、申込者の本研究会への入会の認否を判断し、入会の認否を書面又は電子メールにより、申込者へ通知する。
3. 参加会員は、入会に当たって事務局に連絡先その他事務局が定めた事項を届け出るものとする。届け出た内容に変更が生じた場合、事務局所定の方法により、遅滞なく、変更内容を届け出る

ものとする。届出を怠ったことにより参加会員に生じた損害については、事務局は一切責任を負わない。

4. 参加会員は、退会を希望する場合、事務局所定の方法で事務局に届出を行うことで、本研究会を退会する。なお、参加会員は、退会後も秘密保持や情報の不正使用禁止等について、本規約を遵守することを誓約するものとする。
5. 事務局は、事務局が別途定める方法により一定の期限を定めて、参加会員に対して定期的（概ね2年に1回）に本研究会への参加継続の意向確認を実施し、参加継続の意向が確認できた者は参加会員として継続するものとし、参加継続の意向が確認できなかった者又は退会意向の者については当該意向確認の期限をもって本研究会を退会するものとする。なお、参加会員は、退会後も秘密保持や情報の不正使用禁止等について、本規約を遵守することを誓約するものとする。
6. 参加会員は、本研究会の活動に係る本会及びテーマ別研究会への参加にあたっては、会費は無償とするが、参加にかかる資料等作成費、交通費、宿泊費その他参加に必要な費用について自ら負担するものとし、あわせて、事務局が指定するシンポジウム・セミナー・学会等への参加にあたっては、これらにかかる参加費、資料等作成費、交通費、宿泊費その他参加に必要な費用について自ら負担する。
7. 前項に規定する費用を超えた実証実験等の費用負担が発生する場合には、関係する当事者間で、費用負担等に係る取り決めを別途定める。

#### 第4条 参加会員の責任・法令遵守・禁止事項

1. 本会において参加会員は、権利侵害や損害等を被らない範囲で、オープンイノベーション、オープンデータ、オープンAPI (Application Programming Interface) 等のオープンな情報提供や技術連携に主体的に取り組むものとする。
2. テーマ別研究会においてテーマ別研究会参加会員は、前項と同様にオープンな情報提供や技術連携に主体的に取り組むものとする。この場合において、検討の実施及び検討結果等のオープンな情報発信等に当たり、費用負担や権利関係等について取り決めが必要な場合は、第2条第5項に基づき、検討に係る当事者間で費用負担等に係る取り決めを別途定めた上で実施する。
3. 参加会員は、本研究会への参加、本研究会における活動、オープンな情報提供及び技術連携並びにその結果につき各自責任を負う。
4. 本研究会に関連して、参加会員が、事務局又は第三者（他の参加会員を含む。）との間に紛争（裁判上であるか否かを問わない。）を生じた場合、当該参加会員は、自らの負担と責任において当該紛争を解決する。また、事務局及び他の参加会員に損害が生じた場合には、当該参加会員は、事務局及び他の参加会員が被った一切の損害を賠償する。
5. 参加会員は、本研究会に自らの同業他社も参加することが見込まれることを踏まえ、本研究会における活動に関して、独占禁止法、不正競争防止法その他の法令を遵守しなければならない。
6. 参加会員は、以下に定める行為を行ってはならない。以下に規定する行為があったと事務局が認めた場合、事務局はいつでも参加会員を退会させることができる。
  - 一. 本規約に定めた条項に違反する行為、又はそのおそれがある行為
  - 二. 事務局又は第三者（他の参加会員を含む。）に不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれがある行為
  - 三. 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、又はそれらを誘発若しくは扇動する行為
  - 四. 前号のほか、法令に違反する行為
  - 五. その他事務局が本研究会の参加会員として不適切と判断する行為

7. 参加会員は、前項の規定による本研究会からの退会により損害を被った場合においても、事務局に対し、一切の請求をできない。
8. 参加会員は、本研究会への入会中又は退会後において、本研究会において知りえた第8条に規定する秘密情報その他の情報並びに当該情報に存する事務局及び他の参加会員の権利等について、侵害又は不正な使用をしてはならない。これに違反し、参加会員が権利等について侵害又は不正な使用をした、又はするおそれがある場合は、事務局又は他の参加会員は当該参加会員に対し、差止及び損害賠償を求めることができ、当該参加会員はその請求に応じるものとする。

#### 第5条 本規約の変更・本研究会の終了

1. 事務局は、参加会員に予め通知することにより、本規約を変更することができる。この場合において、通知から変更までの日数については、変更内容を勘案して事務局が決定する。
2. 事務局は、参加会員に予め通知することにより、本研究会を終了することができる。この場合において、通知から終了までの日数については、調査研究の実施状況等を勘案して事務局が決定する。

#### 第6条 事務局の免責

1. 事務局は、参加会員が本研究会を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について、いかなる責任も負わない。
2. 事務局は、本規約その他本研究会に適用される他の定めにかかわらず、天災、事変、ネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、事務局の責めに帰すべき事由によらない損害、事務局の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、いかなる責任も負わない。
3. 事務局は、本規約の変更又は本研究会の終了に関し、参加会員に損害又は費用の負担が発生した場合も、参加会員に対し、いかなる責任も負わない。
4. 事務局は、参加会員が本研究会において実施したオープンな情報提供や技術連携に伴い、当該参加会員に損害又は費用の負担が発生した場合も、当該参加会員に対し、いかなる責任も負わない。

#### 第7条 権利の帰属

1. 本研究会の活動において創出された知的財産権の帰属及び利用許諾については、事務局及び参加会員のうち当該知的財産権の創出に関与した当事者間で協議し、決定するものとする。
2. 事務局又は参加会員が本研究会の活動とは別に取得した知的財産権は、本研究会の活動において開示された場合も、当該開示によって事務局又は他の参加会員に対し利用許諾されたものとはならない。但し、開示者が利用許諾した場合はこの限りではない。

#### 第8条 秘密保持

1. 事務局及び参加会員は、本研究会において開示された情報のうち、開示者から秘密情報に該当する旨の指定があった情報（以下のいずれかに該当する情報を除く。以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示・漏洩しないものとし、第1条の目的以外に使用しない。
  - 一. 開示の時点において公知であったか、又は開示を受けた後に開示を受けた参加会員の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - 二. 開示を受ける前から正当に保持していた情報

- 三. 開示を受けた情報を使用することなく、独自に開発した情報
  - 四. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく開示を受けた情報
  - 五. 第三者への開示について開示者の同意が得られた情報
2. 事務局及び参加会員は、行政機関、司法機関又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求された場合、法令・規則等に基づく開示義務の範囲に限り、当該行政機関、司法機関又は金融商品取引所に対して秘密情報を開示することができる。
  3. 前項の規定にかかわらず、事務局は、官公庁等の公的機関、監査法人及び弁護士等の法令上守秘義務を負う専門家により秘密情報の開示を要求された場合、当該公的機関、監査法人及び弁護士等の法令上守秘義務を負う専門家に対して秘密情報を開示することができる。また、前項の規定にかかわらず、事務局は、調査研究の実現可能性の検討その他、第1条に定める目的に必要な範囲で、本条と同等の秘密保持義務を課した第三者に秘密情報を開示することができる。
  4. 本条の定めは、参加会員が退会し又は本研究会が終了した後も有効に存続する。

#### 第9条 反社会的勢力の排除

1. 参加会員は、現在、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 前項の「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは、次の場合に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

3. 本条第1項の「これに準ずる者」とは、次のいずれかの場合に該当する者をいう。
  - 一. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - 二. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 三. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - 四. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
4. 参加会員は、自ら又は第三者を利用して、暴力・脅迫的な言動による要求行為、契約上の責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わない。

#### 第10条 その他の事項の取り扱い

本規約に定めのない事項又は本規約若しくは本研究会について疑義が生じた事項については、事務局と参加会員との間で別途協議する。

以 上

発行日：2019年12月4日 初版